

---

監 査 委 員

---

19年監査公表第4号

平成17年度並びに平成16年度、平成15年度及び平成12

年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年4月20日

京都府監査委員 梅原 勲  
同 佐藤 宏  
同 道林 邦彦  
同 村山 佳也

平成17年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について

(1) 競争入札によらない事例及び設備投資後のメンテナンス業務に係る契約

（監査の結果）

随意契約とする理由が明確でない事例や、複数の業者から見積書を徴取していないなど基本的な手続きが行われていない。

また、設備の機能を維持するメンテナンスの契約は、一律に設置業者との単独随意契約とすべき理由は見当たらない。むしろ、広く契約の相手方を競争させる方法を採用する方がメリットが大きい。

（措置の内容）

平成18年度から、精密機械など専門性の高い機械の契約を除いて、複数業者から見積書を徴取した。

(2) 予定価格の設定における複数の参考見積書の徴取

（監査の結果）

特定の業者からのみ参考見積書を徴取し、予定価格を設定している事例があり、京都府会計規則が予定価格の設定手続を定め、実務上の契約の基準として拘束力を持たせている趣旨が没却されている。

（措置の内容）

平成18年度から、50万円以上（京都府会計規則で定める額）の業務契約で複数業者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定した。

(3) 随意契約における複数見積書の徴取

（監査の結果）

複数の見積書を徴取することなく随意契約としている事例や、参考見積書を徴取した業者と単独随意契約を交わしている事例があり、客観的な予定価格を設定した上で、複数の業者から見積書を徴取する手続きは欠かすことはできない。

（措置の内容）

平成18年度から庁舎の設備管理業務契約は、複数業者から見積書を徴取した。

(4) 参考見積価格を徴取する際の業者リストの検討

（監査の結果）

参考見積等を徴取する際の業者リストについては、京都府が有している情報を各試験研究機関等地方機関に提供することが望ましい。これにより、各

試験研究機関では、広く相手方を選択できることになる。

（措置の内容）

平成18年度から競争入札参加資格者名簿から採用することとし、名簿にない業務については関係公所と情報交換し、複数の業者候補を挙げて、業者を選定した。

(5) 備品等の現物確認

（監査の結果）

物品管理規程に毎月1回の現物確認が規定されているが、行われていない。この規定はやや厳格過ぎると思われるが、形骸化しているとすれば、実効性のある規定に改める努力も必要である。

（措置の内容）

平成18年度に各試験研究機関で備品の総点検を行うとともに、毎月、高額で専門性の高い備品から台帳による現物確認をした。

(6) 遊休機器備品の取扱い

（監査の結果）

有効利用されていない機器備品は、返納または保管換えの手続きを行い、京都府全体での再利用なり、有効利用なりを検討すべき

（措置の内容）

平成18年度に共同で有効利用する仕組みをつくるため、各試験研究機関で所有している機器のリストを作成した。

(7) 試験研究用備品の使用記録簿の整備

（監査の結果）

専門性の高い機器備品は、その重要性を勘案した上で特に必要なものについては使用記録簿を整備することが課題である。

（措置の内容）

平成18年度から各試験研究機関で備品の総点検を行うとともに、専門性の高い重要な備品については、使用記録簿を整備した。

平成16年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 京都府農業補助金

（監査の結果）

府単独補助事業において、整備後農地に休耕田等が発生していることから、事業後の使用状況、効果のチェックが必要である。

（措置の内容）

府単独補助事業である小規模農業基盤整備事業について、平成18年4月に府単独農業基盤整備事業実施要領を改正し、利用状況の報告を義務付けた。

平成15年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「京都府立体育館」の現状と課題

（監査の結果）

体育館には多くの府民が集い利用することから、早急に改修工事を計画・実施する必要がある。

(措置の内容)

平成18年11月から平成19年3月までの工期で耐震改修工事を実施した。

平成12年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「財団法人京都府民総合交流事業団」のうち、京都勤労者総合福祉センター(愛称「京都テルサ」)の現状と課題

(監査の結果)

料金設定から施設配置、職員給与まで府が関与し、創造的・闊達な事業活動を阻害していると考えられる。

出向職員(19名中4名)の存在も、プロパー職員の経営感覚を持った人材育成を阻害している。

(措置の内容)

プロパー職員の創意と工夫による運営体制の確立に向け、平成18年度に府派遣職員3名を引き揚げ、1名のみとした。

第2 「財団法人京都文化財団」のうち、京都文化博物館の現状と課題及び京都府立堂本印象美術館の現状と課題

1 京都文化博物館

(監査の結果)

事業収入のうち雑収入において、図書等売上高や物品販売手数料は貴重な財源である。

(措置の内容)

京都文化博物館を一層PRするため、平成17年度から京都文化博物館に因んだオリジナル・ミュージアムグッズの研究・開発に着手し、平成18年度から図書等販売・物品販売手数料確保対策の一環として試作販売等を行った。

2 京都府立堂本印象美術館

(監査の結果)

観覧料収入と管理費用を比較すると毎年約8千万円の支出超過であり、毎年度の支出は管理委託に係る職員の人件費が中心となっている。

(措置の内容)

堂本印象美術館の管理について、更なるサービスの向上や効率的な運営を図るため、管理委託制度による管理を改め、平成18年6月から指定管理者制度を導入した。